



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

助成金をご存じですか？ 2

今回のあおぞらレターは前回に引き続き、助成金についてお知らせいたします。現在、国の雇用対策により、助成金はいろいろな動きがあります。今回、ご案内をしている助成金も助成率のアップや支給要件の緩和がされているものもあります。助成金とはとてもたくさんの種類がありますが、主な助成金の概要についてご案内をしております。金額や支給要件等については変更もありますので、詳細等については個別にお尋ねください。



さまざまな助成金

| 対象 | 名称 | 概要 |
|---------|----------------|---|
| 中小企業 | 中小企業基盤人材確保助成金 | 新分野進出した企業のうち、一定の設備投資を行い、その事業の基盤となる人材を雇い入れた場合に支給。 基盤人材 一人あたり 140万円 (5人まで) 一般人材 一人あたり 30万円 (基盤人材と同数まで) |
| | 中小企業雇用安定化奨励金 | 契約社員やパート等の期間を定めて雇用する従業員を正社員に転換する制度を設け、実際に正社員に転換した時に支給 対象者がでた企業 35万円 3人以上 一人あたり 10万円 (10人まで) |
| 育児 | 育児休業取得促進等助成金 | 事業主が、育児休業中又は短時間勤務を利用している労働者に対して、3ヶ月以上、給与補填等の経済的支援を行った時に支給 給与補填等額の3/4 (原則2/3) 但し上限額あり |
| | 両立支援レベルアップ助成金 | 就業規則等により、子育て期の労働者に対して、短時間勤務制度を利用させた時、ベビーシッター費用を補填した時、代替要員を採用した時などに支給 |
| 再就職支援 | 求職活動等支援給付金 | 事業の縮小等により離職する労働者に対し、求職活動のための有給休暇を付与した時に支給 1日あたり:4000円 |
| | 再就職支援給付金 | 事業の縮小等により離職する労働者に対して、民間の再就職支援会社へ委託をした場合の費用の一部を支給 費用の1/3 (一人あたり上限30万円 + 新規成長分野10万円) |
| 新規雇用 | 特定就職困難者雇用開発助成金 | 60歳以上、母子家庭の母、障害者等の就職が困難な者をハローワークや職業紹介所の紹介により雇入れた時に支給 一人あたり 90万円 |
| 雇用 | 若年者等正規雇用化特別奨励金 | 一定条件の25歳以上40歳未満のフリーター、採用内定取り消しをされた40歳未満の者、期間満了前の派遣社員を期間の定めのない労働者として雇用した時に支給 一人あたり100万円 (派遣社員の場合は6ヶ月以上の契約期間の場合も可(50万円)) |
| トライアル雇用 | 試行雇用奨励金 | 40歳未満、45歳以上の受給資格者、母子家庭の母等、特定の求職者をトライアルで雇用した時にする場合に支給 最大4万円×3ヶ月 |

* 太字は雇用対策により変更があった内容です。 * 助成額は中小企業の場合の金額を掲載しております。